

税金

税金の納めかた

町税などは、口座振替または納付書で納めていただきます。

口座振替の場合は、納期限日に指定の預金口座から自動振替となります。町では、納め忘れのない口座振替(制度)をお勧めしています。

納付書での納付の場合は、町が発行する納付書で納期限日までに役場、金融機関またはコンビニエンスストアで納めていただきます。

なお、コンビニエンスストアで納付可能な町税などは次のとおりです。(令和2年3月現在)

- 町・県民税(普通徴収) ○固定資産税
- 軽自動車税 ○国民健康保険税(普通徴収)
- 上下水道使用料 ○保育所保育料 ○学童保育料
- 幼稚園保育料 ○介護保険料(普通徴収)
- 後期高齢者医療保険料(普通徴収)

固定資産税

毎年1月1日に町内に土地、家屋、償却資産をお持ちの方に課税されます。税額は、課税標準額に1.4%の税率を掛けて算出した額です。償却資産については、毎年1月末日までに1月1日現在の資産についての申告が必要です。

また、固定資産評価のために、現地調査を行うことがありますので、ご協力をお願いします。

町・県民税

原則として毎年1月1日現在住民登録のある市町村から課税されます。税額は前年中(1月～12月)の所得金額に応じて課税される所得割と、一律に課税される均等割の合計額です。町・県民税の申告は、毎年3月15日までです。

なお、所得税の確定申告をした方や給与所得が1か所のみで年末調整済みの方は申告の必要はありません。

所得の種類などにより、年税額(所得割・均等割)の範囲内で1つまたは複数の納付方法になります。

- 特別徴収(給与からの天引き)
- 普通徴収(口座振替または納付書での納付)
- 年金特別徴収(年金からの天引き)

軽自動車税(種別割)

毎年4月1日現在で原動機付自転車(バイク)、軽自動車、小型特殊自動車、二輪小型自動車をお持ちの方に課税されます。

税率は軽自動車等の車種、用途、排気量等の区分に応じ、1台当たりの年税額で決められています。

なお、障害者手帳・療育手帳をお持ちの方で、町で定める基準に該当する場合は、期日までの申請により軽自動車税が減免になります。

国税電子申告(e-Tax イータックス)

所得税の確定申告など、国の税金の手続きをインターネットから行うことができます。(国税電子申告・納税システム e-Tax)

申告のために税務署まで行ったり、書類を手書きしたりする必要がなくなりますので、ぜひご利用ください。

国税庁 e-Tax のホームページはこちらです。

<https://www.e-tax.nta.go.jp/>

なお、ご利用には個人番号カードと電子証明が必要です。個人番号カードの発行と電子証明は総合窓口課で申請してください。

その他必要な手続きなどは、ホームページでご確認ください。

地方税電子申告(eLTAX エルタックス)

県税・町税の手続きをインターネットから行うことができます。(地方税ポータルシステム eLTAX)

書類の持参や郵送の手間が省けるほか、申告書もパソコンで簡単に作れますので、ぜひご利用ください。

地方税ポータルシステム eLTAX のホームページはこちらです。

<https://www.eltax.lta.go.jp/>

その他、詳しい手続きなどは、ホームページでご確認ください。



戸籍・住民登録・印鑑登録

戸籍に関する届出

種類	届け出期間	届出人(優先順位)	届け出先	届け出に必要なもの
出生届	生まれた日から 14日以内	①父・母 ②同居人 ③医師・助産師 ④立会人	・子の本籍地 ・届出人の所在地 ・出生地	出生証明書 母子健康手帳 印鑑(届出人のもの)
死亡届	死亡したことを知った日から 7日以内	①親族 ②同居人 ③家主 ④地主・家屋管理人・ 土地管理人など	・死亡者本籍地 ・死亡地 ・届出人の所在地	死亡診断書 印鑑(届出人のもの)
婚姻届	届け出をした日から 法律の効力が生じる	夫・妻になる人		印鑑(届出人のもの) 戸籍全部事項証明(町内に本籍 のない方) 本人確認書類
離婚届	協議/届け出をした日から 法律の効力が生じる 裁判/調停成立または 裁判確定の日から10日以内	協議/夫・妻 裁判/申立人	・本籍地 ・所在地	印鑑(届出人のもの) 戸籍全部事項証明(町内に本籍 のない方) 本人確認書類 調停調書、審判書、判決書など の謄本(裁判離婚の場合)
入籍届	届け出をした日から 法律の効力が生ずる	入籍者 ※15歳未満の場合は 法定代理人		印鑑(届出人のもの) 家庭裁判所の許可書の謄本 戸籍全部事項証明(町内に本籍 または入籍する戸籍がないとき)
転籍届	届け出をした日から 法律の効力が生ずる	戸籍筆頭者及びその 配偶者	・本籍地 ・所在地 ・転籍地	印鑑(届出人全員のもの) 戸籍全部事項証明(町外から、 または町外への転籍)

※その他、認知届、養子縁組(離縁)届、分籍届などがあります。詳細は総合窓口課へお問い合わせください。



税証明書の発行

●申請できる方
証明書の交付や公簿の閲覧を申請できる方は、次の①～③の方に限られます。

- ①本人
- ②同一世帯の方
- ③本人の委任状を持参した方

※委任状とは、本人が自書押印した委任の旨を証明する文書です。

●申請する際には、次のものが必要となります。

【本人確認書類】

- ・1点で確認できるもの
国又は地方公共団体の機関が発行した写真が貼付してある書類
例) 自動車運転免許証、パスポート、個人番号カード、住基カード(写真付)、身体障害者手帳等
- ・2点以上の書類で確認するもの
例) 健康保険証、国民年金手帳、年金証書、住基カード(写真なし)、学生証、法人が発行した身分証明書等

●窓口に来られる方が本人でない場合には、本人確認書類のほかに、次のものが必要となります。

窓口に来られる方	本人確認書類のほかに必要なもの
相続人	戸籍・除籍謄本など(相続権が分かるもの)
借地・借家人等	賃貸借契約書(権利関係が分かるもの)
法人	会社印・代表者印(または会社印・代表者印が押印された委任状)
その他の方	委任状

●町税の証明の種類及び手数料は、次のとおりです。

証明書の種類		1件(枚)あたりの手数料
納税証明	町・県民税	300円
	法人町民税	300円
	固定資産税	300円
	軽自動車税(種別割)	300円 ※車検用は無料
諸証明	所得証明	300円
	課税(非課税)証明	300円
	営業証明	300円
固定資産に関する証明	評価証明(土地・家屋)	300円
	公課証明(土地・家屋)	※1枚あたり5筆(棟)まで記載可能
	住宅用家屋証明	1,300円
	記載事項証明(土地・家屋)	300円
	無資産証明(土地・家屋)	300円
その他(閲覧・写し)	名寄帳(土地・家屋・償却資産)	300円
	土地公図(写し)	300円

※手数料は令和2年3月現在

住民登録に関する届出

種類	届け出期間	届出人	届け出に必要なもの
転入届 ※町内に引っ越してきたとき	引っ越ししてから 14日以内	本人又は世帯主及び同一世帯人 ※同一世帯以外の方が届け出る 場合は、委任状が必要です。	転出証明書、印鑑、 本人確認書類
転出届 ※町外に引っ越すとき	引っ越しする前		本人確認書類、印鑑、 国民健康保険証など
転居届 ※町内で引っ越したとき	引っ越ししてから 14日以内		
世帯変更届 ※世帯主が変わった・世帯を 合併または分離したとき	世帯が変わったとき		

※ 個人番号カードをお持ちの方は、手続き時にお持ちください。

証明書の発行

証明書の種類	請求できる人	手数料
戸籍全部事項証明書(戸籍謄本) 戸籍個人事項証明書(戸籍抄本)	本人、配偶者、 直系親族(子、孫、父母、祖父母)	450円
除籍(謄本・抄本) 改製原戸籍(謄本・抄本)		750円
戸籍届受理証明書	届出人	350円
戸籍届記載事項証明書	届出人	350円
住民票の写し	本人、同じ世帯の方	300円
住民票記載事項証明		
戸籍の附票	本人、配偶者、 直系親族(子、孫、父母、祖父母)	300円
身分証明書	本人	300円
印鑑証明書	本人、または代理人	300円

※ 手数料は令和2年3月現在

証明書の交付請求をするときは、必ず本人であることを確認できる書類が必要です。(※31、32ページに記載)
請求できる方以外の代理人が請求するときは委任状が必要です。住民票などの請求のとき、同一住所でも登録世帯が異なる場合は委任状が必要になります。

印鑑証明書の請求には必ず印鑑登録証(カード)が必要です。ただし、代理人でも委任状は必要ありません。
戸籍の請求をする際にその戸籍に請求する方が記載されていない場合、関係を証明する戸籍の提示を求められます。

●コンビニ交付サービス

全国のコンビニエンスストア等のマルチコピー機で、マイナンバーカードを使って、住民票の写しなどの証明書を受け取ることができます。

利用のために必要なもの	・マイナンバーカード (利用者証明用電子証明書が搭載され、その暗証番号(数字4桁)が分かること) ・手数料
取り扱う証明書	・住民票の写し ・印鑑登録証明書
サービスを利用できる時間帯	・午前6時30分～午後11時

●郵送請求

戸籍全部事項証明書・個人事項証明書・住民票の写しなどは郵送で請求することもできます。請求者の住所・氏名・平日の昼間連絡のできる電話番号・必要な戸籍の本籍/住民票の住所・筆頭者/世帯主・必要な人の氏名・必要な証明・通数を記入し、返信用封筒(宛名・切手付)、手数料(郵便局の定額小為替を利用し、お釣りのないようにしてください。万一、お釣りが生じた場合は切手による返還となります。)、本人確認書類の写しを同封して郵送してください。

●戸籍の届出や証明書の交付請求の際の本人確認書類

住民登録や戸籍の届出、証明書の交付申請を行う場合、「なりすまし」などの不正な請求を防ぐために、窓口に来られた方の本人確認が義務付けられています。

【本人確認書類】

ページ下部の一覧のとおり

個人番号カード(マイナンバーカード)

個人番号カードは、本人の申請により交付を受けることができます。個人番号を証明する書類や本人確認の際の公的な身分証明書として利用でき、また、様々な行政サービスを受けることができるようになるICカードです。交付手数料は、当面の間無料です(本人の責による再発行の場合を除く)。

- 申請
 - ①平成27年10月に発行された個人番号通知カードに同封された「個人番号カード交付申請書」に顔写真を添付して、地方公共団体情報システム機構へ返送
 - ②パソコンやスマートフォンで「マイナンバーカード 申請」と検索していただき、公式サイトから申請(顔写真のデータファイルの添付必要)
 - ③役場 総合窓口課にて申請サポートを利用して申請(要予約)
 - ④申請機能のついた、まちなかの証明用写真機から申請
- 交付 交付の準備ができましたら、交付通知(はがき)を郵送します。本人確認書類と交付通知・通知カードを持参のうえ、総合窓口課へお越しください。
- 有効期限 発行から10回目の誕生日まで。電子証明書及び未成年は5回目の誕生日まで。
- 手数料 初回交付は無料。

住民基本台帳カード

住民基本台帳カードは平成27年12月28日の交付で終了となりました。ただし、現在発行されているカードについては、有効期限まで使用することができます。

住民基本台帳カードをお持ちの方が個人番号カードを取得した場合は、住民基本台帳カードは廃止・回収することになります。

本人確認書類一覧

ご本人様であることを確認できるものとして、次の書類のうちAまたはBのどちらかをご用意ください。

●本人確認書類 A(1点のみで受付可能)

運転免許証、旅券(パスポート)、個人番号カード(マイナンバーカード)、住民基本台帳カード(写真付き)、在留カード、特別永住者証明書、身体障害者手帳、療育手帳、運転経歴証明書(平成24年4月1日以降に発行されたもの)、宅地建物取扱士、海技免状、小型船舶操縦免許証、猟銃・空気銃所持許可証、戦傷病者手帳、電気工事士免状、その他官公署が発行した身分証明書で写真の貼付及び生年月日の記載のあるもの(独立行政法人及び特殊法人を含む)

くらしの窓口

電子申請・届出サービス

電子申請・届出サービス

●電子申請・届出
 窓口での申請・届出に加え、自宅などからインターネットに接続したパソコンを使用して申請・届出の手続きができる神奈川電子自治体共同運営サービスの電子申請・届出サービスがありますので、ご利用ください。

神奈川県電子自治体共同運営電子申請・届出サービス URL <https://dshinsei.e-kanagawa.lg.jp/toppage-t/>

●利用できる申請・届出一覧表

申請書類	担当課
自己情報の開示請求	総務課 TEL 84 - 0310
印鑑登録証明書交付申請	総合窓口課 TEL 84 - 0324
住民票記載事項証明交付申請	
住民票の写し交付申請	
住民票付記転出届	環境上下水道課 TEL 84 - 0314
し尿処理申込	

●利用上の注意

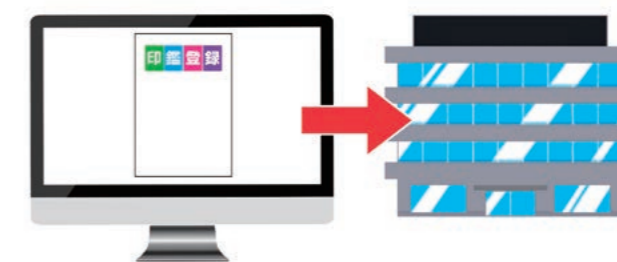
電子申請・届出サービスの手続きは申請・届出のみのため、証明書の交付や手数料の支払いなどは役場担当課の窓口へ来ていただく必要があります。

操作方法など、ご不明な点がございましたらコールセンターへお問い合わせください。

コールセンター TEL 0120 - 464 - 119 (固定電話から)

TEL 0570 - 041 - 001 (携帯電話から)

土曜日・日曜日、祝日、年末年始を除く 平日 9時～17時



●本人確認書類 B (2点以上必要なもの)

国民健康保険被保険者証、健康保険の被保険者証、介護保険被保険者証、共済組合員証、国民年金手帳、国民年金証書、厚生年金証書、共済年金証書、恩給証書、住民基本台帳カード(写真なし)、生活保護受給者証、社員証(法人)、学生証、官公署が発行した資格証明書その他これらと同等の書類

公的個人認証サービス

公的個人認証サービスとは

公的個人認証サービスは、インターネットを通じて行政手続きなどを行う際、他人を装って虚偽の申請を行う「なりすまし」や、第三者が送信されたデータを書き換える「改ざん」を防ぎ、安全・確実な手続きを行うための機能を『電子証明書』として提供しています。

『電子証明書』は個人番号カードの中に記録されます。

●申請窓口 総合窓口課

●持ち物 個人番号カード

●有効期限 5回目の誕生日まで

●手数料 初回交付は無料

※ 住民基本台帳カードに記録された電子証明は、有効期限まで使用できます。

印鑑登録

印鑑登録は本人申請が原則です。登録する印鑑を持参して申請してください。本人申請で、次の項目に該当する場合は、印鑑登録証を即日交付できます。

(1) 運転免許証・旅券(パスポート)・住民基本台帳カードなど、官公署発行の写真付きの証明書を持参したとき

(2) 印鑑登録している人が保証人として印鑑登録申請書に署名し、登録してある印鑑を押印したとき

※ 町外の登録者の場合は印鑑登録証明書の添付が必要です。

代理人が申請する場合は委任状と代理人の本人確認書類が必要です。本人申請で(1)(2)に該当しない場合と代理人申請の場合、印鑑登録証の即日交付はできません。照会書を郵送しますので、回答書に署名、印鑑登録をする印鑑を押印して、総合窓口課へお越しください。印鑑登録証を交付します。

●登録できない印鑑 氏・名以外の事項を表しているもの、文字が判読しにくいもの、3分の2以上かけているもの、ゴム印や変形しやすいもの、印影が逆転しているもの、印影の大きさが一辺の長さ8mm以下または25mm以上のものなど

開成町駅前窓口コーナー

所在地 開成町吉田島 4319-1 小田急開成駅前ビル3階 ぶらっと・かいせい内

TEL 20 - 5712

開所時間 平日…9時～20時(祝日休み)

土曜日…9時～12時30分(祝日開所)

※ただし、12月29日から1月3日までは休所します。

発行証明書の種類 住民票の写し

印鑑登録証明書 所得関連証明

納税証明書(法人は不可) 資産関連証明※

全部事項証明書(戸籍謄本)及び個人事項証明書(戸籍抄本)※

(全部事項証明書、個人事項証明書とは、平成18年11月25日以降にコンピューター化された戸籍です。コンピューター化以前の戸籍は、窓口コーナーでは取り扱いできません。)

※の証明書の交付は、平日の9時から17時までです。

その他取扱業務 町民カレンダーの配布

粗大ゴミ処分の受付(1点1,000円+税。処理が困難なものは5割増し)

図書返却ポスト

< 各種届出(転出入、戸籍の届出、税の申告など)や証明書交付にかかる相談は、役場へお越しください。 >